

電源開発株式会社「高日向山地域地熱発電計画(仮称)計画段階環境配慮書」
に対する意見について

令和7年5月20日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「高日向山地域地熱発電計画(仮称)計画段階環境配慮書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字荒雄岳3番ノ1他
- ・原動力の種類 : 汽力(地熱)
- ・出 力 : 15,000kW級

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和7年 3月 5日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和7年 5月16日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和7年 5月20日

問合せ先:電力安全課 一ノ宮、山崎
電話03-3501-1742(直通)

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに地熱発電設備及び附帯設備（以下「地熱発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）又は位置及び規模の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、以下(2)から(6)のほか、「2. 各論」を踏まえ、事業計画等に反映させるとともに、これまで地熱調査のために造成した調査基地等の改変地を極力活用すること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

(3) 最新の知見の反映

地熱流体の採取と熱水等の還元による温泉等への影響、地下深部への掘削による地上の自然環境や景観資源に与える影響等の地熱発電事業の環境影響については十分に解明されていない点もあることから、調査、予測及び評価の実施、本事業の計画並びに環境保全措置の実施の検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映すること。

(4) 国定公園における優良事例の形成について

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された栗駒国定公園第3種特別地域及び普通地域が存在しており、本事業は、第3種特別地域地下部への生産井の傾斜掘削及び一部第1種特別地域への傾斜掘削が想定されている。このため、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」（令和3年9月30日付け環自国発第2109301号環境省自然環境局長通知）を踏まえ、宮城県及び大崎市を含む地域の関係者と十分に調整し、地域合意の形成を行うとともに、自然環境の保全と地熱開発の調和が十分に図られた優良事例となるよう引き続き、適切に対応すること。

(5) 事前調査等について

「地熱発電所の環境影響評価手続における事前調査等の扱いについて」(令和3年6月30日付け20210628保局第1号経済産業省産業保安グループ電力安全課長、環政評発第2106301号環境省大臣官房環境影響評価課長通知)に基づき、事前調査等を進める場合は、予め既存資料や現地調査等により環境の保全への適正な配慮が求められる対象が明らかとなっているときは、そのような対象への影響の回避又は低減が図られるように必要な措置を講じること。

(6) 補充井に関する環境配慮について

施設供用後、生産井又は還元井の機能が低下した場合には、新規掘削が必要となる可能性があることから、それに伴う環境影響が懸念される。このため、生産井及び還元井については、できる限り長く井戸の安定的な利用を維持し、新規掘削を最小限にするとともに、新規掘削に伴う環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

(7) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、引き続き、「大崎市高日向山地域地熱資源調査検討協議会」(以下「協議会」という。)等を活用する等により、関係機関等と調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 温泉に対する影響について

想定区域の周辺には、吹上温泉、片山地獄、荒湯地獄等の温泉資源及び稼働中の地熱発電設備が存在している。地熱資源の開発には地下深部の情報取得等の難しさを伴う上に、地下資源のポテンシャルは不確実性が高いため、「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)(改訂)」(令和6年3月環境省)を踏まえ、本事業の実施による温泉や噴気現象への影響及び累積的な影響について、温泉の環境監視を継続するとともに、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を協議会及び関係者に共有するとともに、本事業の実施による温泉の枯渇、減少等を極力回避すること。影響が懸

念される場合には、地域の温泉資源への影響を十分に検証した上で、適切な措置を講ずることにより、温泉への影響を回避し、又は極力低減すること。

(2) 動物、植物及び生態系に対する影響について

想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づき国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されており、想定区域の一部には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づき県指定鳥獣保護区に指定されている吹上鳥獣保護区が存在している。また、想定区域の周辺では、電源開発株式会社による過去の環境影響評価に係る調査においてクマタカのつがいの生息が確認されているほか、「環境省レッドリスト 2020」(令和2年3月環境省)に準絶滅危惧として掲載されているハチクマ等の生息が確認されている。特に、クマタカについては、当該つがいが引き続き生息していれば、その行動圏が想定区域に含まれる可能性がある。さらに、想定区域の全域に水源かん養保安林が存在するほか、想定区域及びその周辺には自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたチシマザサ・ブナ群団等の植生が存在することから、本事業による動物、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と十分な調整を行うとともに、専門家等からの助言を踏まえ、クマタカ、ハチクマ等の希少猛禽類の生息・繁殖状況について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、既存道路や無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避し、又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。